

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美郷町長 嘉戸 隆

市町村名 (市町村コード)	美郷町 (324485)
地域名 (地域内農業集落名)	都賀本郷 (桐場組、大原迫、上組、町組、中組、下組)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月5日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は一級河川江の川の右岸に集落が存在しており、農地についても江の川と周りの山々に囲まれたところの農地がある典型的な中山間地域である。水稻を主に農業を行っているが、地域住民の高齢化に伴い、農業の担い手不足を初め農地や水路の管理、耕作放棄地対策が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主に水稻を作付けするほか、園芸野菜についても可能な限り作付けを行う。耕作放棄地対策としては草刈だけでなく薬用作物やソバの作付けを行う。また都賀本郷と隣の集落の上野を拠点とした集落営農法人が立ち上がっているおり、集落内の農作業を行っている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域農業を担う者が現に耕作している農地と、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の対象となっている農地に加え、「協議の場」参加者等が将来にわたって守ることを望む農地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とし、それ以外の農地を保全・管理等が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内の集落営農法人が主に農地中間管理事業を活用して農用地の集約化を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落営農法人及び担い手の経営意向を考慮しながら、順次中間管理機構による集積を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
大規模な基盤整備事業は現在予定はないが、担い手などから希望があり次第、状況に応じて圃場整備や水路の整備などを取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
美郷町の農業を知ってもらう取り組みとして、農業体験プログラムの受け入れや大人の山体験事業などの受け入れを行っている。また集落内の農事組合法人において人材確保や育成を検討しており、農業体験を通じて新規就農者を確保するなど、将来就農希望者が就農定着しやすい環境の整備を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ特段その方針はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦農地の畦畔・遊休農地等の草刈り支援体制を創設することを検討する。

⑧地域全体の(a)農業用水路8.7km(b)農道7.2kmについては多面的機能支払交付金を活用することによって維持管理を行う。

⑩地域内資源の融合・組み合わせと、連携体制の構築によるスモールビジネスを創設し、地域発ビジネス(起業)と農家等の連携及び農地の有効(付加価値)活用を検討する。